

第3号議案

業務規程の変更について

(案)

本機関の業務規程については、第1回評議員会の審議内容を踏まえ、別紙の業務規程変更案のとおり変更することを第1回通常総会に付議する。

以上

別紙：電力広域的運営推進機関 業務規程変更案 新旧対照表

(参考)

業務規程変更案は、総会での承認を受けて、電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、経済産業大臣に認可申請を行う。なお、認可申請書については、別途、理事会に付議する。

電力広域的運営推進機関 業務規程変更案 新旧対照表

現 行		変 更 案	
第2章 組織及び職員		第2章 組織及び職員	
別表 2－1 組織の業務分掌		別表 2－1 組織の業務分掌	
組織名	業務分掌	組織名	業務分掌
総務部	(略)	総務部	(略)
企画部	(略)	企画部	(略)
計画部	(略)	計画部	(略)
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひつ迫時対応、地域間連系線の管理（運用容量・利用計画・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守、通信回線の運用・保守	運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれへの対応、地域間連系線の管理（運用容量・利用計画・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守、通信回線の運用・保守
運用部（広域運用センター）	(略)	運用部（広域運用センター）	(略)
紛争解決対応室	(略)	紛争解決対応室	(略)
監査室	(略)	監査室	(略)
(※) (略)		(※) (略)	
第3章 需要想定		第3章 需要想定	
(過去の需要実績と需要想定の検証)		(需要想定及び需要想定要領の検証)	
第19条 (略)		第19条 (略)	
2～3 (略)		2～3 (略)	
4 本機関は、 <u>需要想定要領について、前2項の結果等を踏まえ改正が必要であると認めるときは、毎年11月上旬までに改正した上で、会員に通知するとともに公表する。</u>		4 本機関は、 <u>前2項の結果や業務を通じて得られた知見等を踏まえ、需要想定要領の改正が必要であると認めるときは、評議員会の審議を経た上で、毎年11月上旬までに理事会において改正を決定する。</u>	
(新設)		5 本機関は、 <u>需要想定要領を改正した場合には、速やかに会員に通知するとともに公表する。</u>	
(新設)		6 本機関は、 <u>従来の需要想定の方法に大幅な変更を生じさせる需要想定要領の改正が必要と判断する場合は、会員及び会員以外の有識者の意見を聴取する。</u>	

現 行	変 更 案
<p>第4章 供給計画とりまとめ等</p> <p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第24条 本機関は、前条により提出を受けた供給計画の案の記載内容について、当該供給計画の案を提出した会員から必要に応じて、その根拠及び考え方について聴取し、送配電等業務指針及び第18条に定める需要想定要領等への適合性、第29条の広域系統長期方針及び第30条の広域系統整備計画への整合性、並びに当該供給計画の案を提出した会員の過去の需要実績との差異等を確認した上で不適切と認めるときその他安定供給を確保する観点から必要と認めるときは、期限を示した上で、当該会員に対し供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の提出を求める。</p> <p>2 本機関は、前項の確認に当たり、会員の電線路及び変電所（以下「流通設備」という。）の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第31条第1項第1号に該当し広域連系系統の整備に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき計画策定プロセスを開始する。</p> <p>（供給計画の取りまとめ・公表）</p> <p>第26条 本機関は、前条により会員から供給計画を受け取ったときは、法第29条第2項に基づき、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及び本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第4章 供給計画とりまとめ等</p> <p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第24条 本機関は、前条により提出を受けた供給計画の案の記載内容について、<u>送配電等業務指針に定めるところにより</u>、当該供給計画の案を提出した会員から必要に応じて、その根拠及び考え方について聴取し、送配電等業務指針及び第18条に定める需要想定要領等への適合性、第29条の広域系統長期方針及び第30条の広域系統整備計画への整合性、並びに当該供給計画の案を提出した会員の過去の需要実績との差異等を確認した上で不適切と認めるときその他安定供給を確保する観点から必要と認めるときは、期限を示した上で、当該会員に対し供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の提出を求める。</p> <p>2 本機関は、前項の確認に当たり、会員の電線路、<u>変電所及び開閉所</u>（以下「流通設備」という。）の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第31条第1項第1号に該当し広域連系系統（<u>第83条第3項第1号から第4号に定める流通設備をいう。以下同じ。</u>）の整備に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき計画策定プロセス（<u>第30条第2項に定める。</u>）を開始する。</p> <p>（供給計画の取りまとめ・公表）</p> <p>第26条 本機関は、前条により会員から供給計画を受け取ったときは、法第29条第2項に基づき、経済産業省令及び<u>送配電等業務指針</u>で定めるところにより、これを取りまとめ、<u>同指針</u>及び本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 本機関は、発電所の建設設計画に係る情報のうち、一般電気事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般電気事業者たる会員に共有する。</p> <p>6 本機関は、流通設備の建設設計画に係る情報のうち、発電所の建設設計画の立案に資する情報を、会員に共有する。</p>
<p>第5章 設備形成</p> <p>(広域系統整備の検討)</p> <p>第32条 本機関は、第24条第2項並びに前条第1項第1号及び第2号により広域系統整備の計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会において、当該計画策定プロセスに係る案件と、過去に検討を行った案件又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合等の確認を行い、当該計画策定プロセスの進め方を理事会において決定する。</p> <p>（新設）</p> <p>2 本機関は、前項により計画策定プロセスの進め方を決定した案件又は前条第1項第3号により計画策定プロセスを開始した案件について、広域系統整備委員会において、代替的な方策との比較も行った上で、必要な増強容量、概略ルート、概算工事費その他の送配電等業務指針で定める事項（以下「広域系統整備の基本要件」という。）、及</p>	<p>第5章 設備形成</p> <p>(広域系統整備の検討)</p> <p>第32条 本機関は、第24条第2項及び前条第1項により広域系統整備の計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会において、当該計画策定プロセスに係る案件と、過去に検討を行った案件又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合等の確認を行い、当該計画策定プロセスの進め方を理事会において決定する。</p> <p>2 本機関は、前条第1項第3号により計画策定プロセスを開始したときは、その旨及び広域系統整備計画の取りまとめまでに要する予定を経済産業大臣に報告するとともに、公表する。</p> <p>3 本機関は、第1項により計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、広域系統整備委員会において、代替的な方策との比較も行った上で、必要な増強容量、概略ルート、概算工事費その他の送配電等業務指針で定める事項（以下「広域系統整備の基本要件」という。）、及</p>

現 行	変 更 案
<p>定める事項（以下「広域系統整備の基本要件」という。）、及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）について検討を行い、評議員会の審議を経て、理事会にて決定し、広域系統整備の基本要件を確定する。</p> <p>3 本機関は、前項の検討に当たっては、前条第1項第2号により検討の提起をした者（以下「検討提起者」という。）、受益者及び関係する事業者の意見を踏まえるものとする。</p> <p>（受益者及び費用負担割合の決定）</p> <p>第34条 本機関は、広域系統整備委員会において、前条第3項で決定した実施案をもとに、第32条第2項の受益者に加え、他にも受益者が認められる場合は、当該受益者を含め、費用負担割合を検討し、評議員会の審議を経て、理事会にて決定する。</p> <p>（その他）</p> <p>第37条 本機関は、本章の業務の詳細について検討を行い、送配電等業務指針の策定にあわせて、本章の見直しを行う。</p>	<p>び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）について検討を行い、評議員会の審議を経て、理事会にて決定し、広域系統整備の基本要件を確定する。</p> <p>4 本機関は、前項の検討に当たっては、前条第1項第2号により検討の提起をした者の意見又は前条第1項第3号による検討の要請の内容並びに受益者及び関係する事業者の意見を踏まえるものとする。</p> <p>（受益者及び費用負担割合の決定）</p> <p>第34条 本機関は、広域系統整備委員会において、前条第3項で決定した実施案をもとに、第32条第3項の受益者に加え、他にも受益者が認められる場合は、当該受益者を含め、費用負担割合を検討し、評議員会の審議を経て、理事会にて決定する。</p> <p>（本章の業務の詳細）</p> <p>第37条 本章の業務の詳細は、本章に定めるほか、送配電等業務指針において定める。</p>
<p>第6章 系統アクセス</p> <p>（系統アクセス業務の実施）</p> <p>第38条 本機関は、法第28条の40第7号及び国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、送電系統（一般電気事業者又は卸電気事業者が維持し、及び運用する電線路をいう。以下同じ。）への発電設備等の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定発電設備等設置場所 発電設備等（送電系統に連系しない設備を除く。）の出力の合計値が1万kW以上である発電設備等の設置場所 （新設）</p> <p>三 発電設備等系統連系希望者 発電者又は発電者になろうとする者であって、特定発電設備等設置場所に関する事前相談又は接続検討を希望する者</p> <p>（事前相談及び接続検討の申込みの受付）</p> <p>第40条 本機関は、発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。</p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、自らが維持及び運用を行う発電設備等を設置した、又は設置しようとする特定発電設備等設置場所に関する事前相談又は接続検討のうち、発電設備等の新増設など送電系統への電力の流入が増加する案件については、前項にかかわらず、本機関に申</p>	<p>第6章 系統アクセス</p> <p>（系統アクセス業務の実施）</p> <p>第38条 本機関は、法第28条の40第7号及び国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、送電系統（一般電気事業者たる会員又は卸電気事業者たる会員が維持し、及び運用する流通設備をいう。以下同じ。）への発電設備等の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定発電設備等設置場所 発電設備等（送電系統に連系しない設備を除く。）の出力の合計値が1万キロワット以上である発電設備等の設置場所</p> <p>三 発電設備等系統連系希望者 発電者又は発電者になろうとする者であって、事前相談、接続検討又は契約申込みを希望する者</p> <p>四 特定発電設備等系統連系希望者 発電設備等系統連系希望者のうち、特定発電設備等設置場所に関する事前相談、接続検討又は契約申込みを希望する者</p> <p>（事前相談及び接続検討の申込みの受付）</p> <p>第40条 本機関は、特定発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。</p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、自らが維持及び運用を行う発電設備等を設置した、又は設置しようとする特定発電設備等設置場所に関する事前相談又は接続検討については、前項にかかわらず、本機関に申し込むこととする。</p>

現 行	変 更 案
し込むこととする。	
3 本機関は、前2項の申込みの受付においては、送配電等業務指針に定める事項を記載した申込書類の提出を求める。 (新設)	3 本機関は、前2項の申込みを受け付けた場合は、第42条第3項又は第44条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定発電設備等系統連系希望者へ速やかに通知する。 4 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、特定発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。 5 本機関から依頼を受けて一般電気事業者たる会員が実施する事前相談の検討及び接続検討について、送配電等業務指針で定める事前相談及び接続検討に関する規定を準用する。 6 本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式は、一般電気事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一し、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する。
(新設)	
(新設)	
(事前相談の検討)	(事前相談の検討)
第41条 本機関は、前条第3項により事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、関係する一般電気事業者たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。	第41条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、関係する一般電気事業者たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。
2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、事前相談の検討を行い、検討終了次第速やかにかつ次条第3項に定める本機関から発電設備等系統連系希望者への回答期限の5営業日（第10条第3項に定める本機関の営業日とする。以下、この章において同じ。）前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に報告しなければならない。	2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、事前相談の検討を行い、検討終了次第速やかにかつ本機関から特定発電設備等系統連系希望者への回答予定日の5営業日（第10条第3項に定める本機関の営業日とする。以下、この章において同じ。）前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。
3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。	3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。
一 最大受電電力に対して容量面から評価した連系制限がある場合は、送変電設備の熱容量や予想潮流	一 最大受電電力に対して容量面から評価した連系制限がある場合は、送電系統の熱容量や予想潮流
二 発電設備等系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由	二 特定発電設備等系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由
三 想定する連系点及び、発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離	三 想定する連系点及び、特定発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離
4 (略)	4 (略)
5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者から再検討結果の提出を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。	5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。
(事前相談の回答)	(事前相談の回答)
第42条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、発電設備等系統連系希望者に対し、次の各号の内容を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。	第42条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、特定発電設備等系統連系希望者に対し、次の各号の内容を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。
一 (略)	一 (略)
二 想定する連系点から発電設備等設置場所までの直線距離	二 想定する連系点から特定発電設備等設置場所までの直線距離
2 前項で示す回答の他、発電設備等系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報の公表の考え方に基づき標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。	2 前項で示す回答の他、特定発電設備等系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報の公表の考え方に基づき標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。
3 本機関は、第1項による回答を前条第1項の申込みの受付から原則として1か月以内に行う	3 本機関は、第1項による回答を前条第1項の申込みの受付日から原則として1か月以内に行

現 行	変 更 案
<p>ものとし、1か月を超えることが見込まれるときは、速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由等を説明する。</p> <p>(接続検討)</p> <p>第43条 本機関は、<u>第40条第3項</u>により接続検討の申込書類の提出を受け、かつ関係する一般電気事業者たる会員から必要な検討料が入金されている旨の通知を受けたときは、当該接続検討の申込みの受付を行い、当該一般電気事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、接続検討を行い、検討終了次第速やかにかつ<u>次条第2項</u>に定める本機関から<u>発電設備等系統連系希望者</u>への回答期限の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に報告しなければならない。</p> <p>3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一 <u>発電設備等系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 <u>発電設備等系統連系希望者</u>に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工事の内容</p> <p>六～八 (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 本機関は、第3項及び第4項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者から再検討結果の提出を受けたときは、第3項及び第4項に準じ確認等を行う。</p> <p>(接続検討的回答)</p> <p>第44条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、次の各号の内容を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 <u>発電設備等系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)</p> <p>二 系統連系工事の概要(<u>発電設備等系統連系希望者</u>が希望する場合は設計図書又は工事概要図等)</p> <p>三～五 (略)</p> <p>六 <u>発電設備等系統連系希望者</u>に必要な対策</p> <p>七～八 (略)</p> <p>2 本機関は、前項による回答を前条第1項の申込みの受付から原則として3か月以内に行うものとし、3か月を超えることが見込まれるときは、速やかに、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、その理由等を説明する。</p> <p>(新設)</p>	<p>うものとする。</p> <p>(接続検討)</p> <p>第43条 本機関は、接続検討の申込書類の提出を受け、かつ関係する一般電気事業者たる会員から必要な検討料が入金されている旨の通知を受けたときは、当該接続検討の申込みの受付を行い、当該一般電気事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、接続検討を行い、検討終了次第速やかにかつ本機関から<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>への回答予定期の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に<u>画面</u>にて報告しなければならない。</p> <p>3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一 <u>特定発電設備等系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 <u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工事の内容</p> <p>六～八 (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 本機関は、第3項及び第4項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者<u>たる会員</u>から再検討結果の提出を受けたときは、第3項及び第4項に準じ確認等を行う。</p> <p>(接続検討的回答)</p> <p>第44条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に対し、次の各号の内容を速やかに<u>画面</u>にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 <u>特定発電設備等系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)</p> <p>二 系統連系工事の概要(<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>が希望する場合は設計図書又は工事概要図等)</p> <p>三～五 (略)</p> <p>六 <u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に必要な対策</p> <p>七～八 (略)</p> <p>2 本機関は、前項による回答を前条第1項の申込みの受付<u>且</u>から原則として3か月以内に行うものとする。</p> <p>3 本機関は、前条による検討結果が以下の条件に該当する場合は、第1項の内容に加え、次の</p>

現 行	変 更 案
(新設)	<p>各号に掲げる内容について回答書に含めるとともに、特定発電設備等系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p> <p>二 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合 第31条第1項第2号ウに基づき本機関に対して広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続</p> <p>二 特定発電設備等系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模以上となる場合 近隣の電源接続案件の可能性を募り、複数の発電設備等系統連系希望者により工事費負担金を共同負担して系統増強を行う手続（以下「電源接続案件募集プロセス」という。）の対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセスの開始に至る手続</p> <p><u>(一般電気事業者たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)</u></p> <p>第44条の2 本機関は、一般電気事業者たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般電気事業者たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般電気事業者たる会員が発電設備等系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し同号に準じた説明を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、発電設備等系統連系希望者に対し同号に準じた説明を行う。</p> <p><u>(電源接続案件募集プロセス開始の申込み)</u></p> <p>第44条の3 発電設備等系統連系希望者は、本機関から電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある旨の説明を受けた場合で、電源接続案件募集プロセスの実施を希望するときは、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。但し、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合であって、発電設備等系統連系希望者が、第31条第1項第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合はこの限りではない。</p> <p><u>(電源接続案件募集プロセスの開始)</u></p> <p>第44条の4 本機関は、次の各号に掲げる場合を除き、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けたときは、電源接続案件募集プロセスを開始し、連系等の希望があった地点の近隣の電源接続案件を募集する。</p> <p>二 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合であって、本機関が、第31条第1項第1号に基づき計画策定プロセスを開始した場合（検討開始要件の適合性を検討中の場合を含む。）</p> <p>二 電源接続案件募集プロセスを開始することにより、進行中の他の計画策定プロセス又は電源接続案件募集プロセスの進行に影響を及ぼすと、当該プロセスを主宰する本機関又は一般電気事業者たる会員が認めた場合</p> <p>三 接続検討的回答後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申</p>
(新設)	
(新設)	

現 行	変 更 案
(新設)	<p><u>込みが行われ、当該送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合</u></p> <p><u>四 直近で同一の系統増強に関し電源接続案件募集プロセスを実施したにもかかわらず十分な応募が集まらなかった場合等、電源接続案件募集プロセスを開始したとしても、発電設備等系統連系希望者から電源接続案件募集プロセスを完了するに足りる応募がなされる蓋然性が極めて低い場合</u></p> <p><u>2 本機関は、前項各号に該当する場合には、電源接続案件募集プロセスを開始しない理由を電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った発電設備等系統連系希望者へ速やかに説明しなければならない。</u></p> <p><u>(電源接続案件募集プロセスに関する接続検討)</u></p> <p><u>第44条の5 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った発電設備等系統連系希望者、及び、本機関が開始した電源接続案件募集プロセスに応募を希望する発電設備等系統連系希望者は、本機関又は一般電気事業者たる会員に対し、電源接続案件募集プロセスに関する接続検討の申込みを行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の接続検討は、本機関又は一般電気事業者たる会員が受け付けた全ての電源接続案件の申込内容を前提に行う。</u></p> <p><u>(電源接続案件募集プロセスにおける入札手続等)</u></p> <p><u>第44条の6 本機関は、前条の接続検討の結果を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、入札等の公平性及び透明性の確保された手続に基づき、系統増強を行うための工事費負担金を共同負担する発電設備等系統連系希望者を決定する。</u></p> <p><u>(電源接続案件募集プロセスの期間)</u></p> <p><u>第44条の7 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始日から原則として1年以内に、系統増強を行うための工事費負担金を共同負担する発電設備等系統連系希望者及び工事費負担金の額を決定し、電源接続案件募集プロセスを完了させるものとする。</u></p> <p><u>(電源接続案件募集プロセスの詳細)</u></p> <p><u>第44条の8 本章に定めるほか、電源接続案件募集プロセスの詳細については、送配電等業務指針に定めるところによる。</u></p> <p><u>(電源接続案件募集プロセスに関する情報管理)</u></p> <p><u>第44条の9 本機関及び一般電気事業者たる会員は、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った発電設備等系統連系希望者及び電源接続案件募集プロセスに応募した発電設備等系統連系希望者に関する情報管理を徹底しなければならない。</u></p> <p><u>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</u></p> <p><u>第45条 一般電気事業者たる会員は、本機関が前条第1項により発電設備等系統連系希望者に回答を行った案件について、発電設備等系統連系希望者から契約申込みを受けた場合、その申</u></p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(契約申込みに伴う回答内容の確認)	

現 行	変 更 案
<p>込みに対する検討結果が<u>前条第1項</u>の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、<u>発電設備等系統連系希望者</u>への回答を行う前に、本機関に検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関に提出すべき内容が、工事費負担金の増加、工期の長期化、若しくは<u>発電設備等系統連系希望者</u>側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものであるときは、前項にかかわらず、送配電等業務指針で定めるところにより、<u>発電設備等系統連系希望者</u>への回答を行った後に変更の概要を本機関に提出することができる。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者から再検討結果の報告を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 一般電気事業者たる会員は、前項の通知を受けたときは、速やかに<u>発電設備等系統連系希望者</u>に検討結果の回答を行わなければならない。但し、第2項により回答を行っている場合は、この限りでない。</p> <p>(一般電気事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第46条 本機関は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>が一般電気事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該<u>発電設備等系統連系希望者</u>からの求めに応じて、第41条第3項又は第43条第3項及び第4項に準じて確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項による確認又は検証を完了したときは、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p>	<p>場合、その申込みに対する検討結果が<u>第44条第1項</u>の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>への回答を行う前に、本機関に検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関に提出すべき内容が、工事費負担金の増加、工期の長期化、若しくは<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものであるときは、前項にかかわらず、送配電等業務指針で定めるところにより、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>への回答を行った後に変更の概要を本機関に提出することができる。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者たる会員から再検討結果の報告を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 一般電気事業者たる会員は、前項の通知を受けたときは、速やかに<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に検討結果の回答を行わなければならない。但し、第2項により回答を行っている場合は、この限りでない。</p> <p>(一般電気事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第46条 本機関は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>が一般電気事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>からの求めに応じて、第41条第3項又は第43条第3項及び第4項に準じて確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項による確認又は検証を完了したときは、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p>
<p>第7章 需給状況の監視</p> <p>(監視のための情報の取得)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 第1項にかかわらず、一般電気事業者たる会員は、その供給区域の需給に関する計画について、別表7-1に定める内容を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出する他、一般電気事業者が把握している会員ごとの需給に関する計画を本機関に提出する。</p> <p>二 (略)</p>	<p>第7章 需給状況の監視</p> <p>(監視のための情報の取得)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 第1項にかかわらず、一般電気事業者たる会員は、その供給区域の需給に関する計画について、別表7-1に定める内容を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出する他、一般電気事業者たる会員が把握している会員ごとの需給に関する計画を本機関に提出する。</p> <p>二 (略)</p>

現 行	変 更 案
<p>第8章 需給状況の悪化時の指示等</p> <p>(需給ひつ迫時の指示又は要請)</p> <p>第53条 本機関は、第7章の監視により、特定の供給区域又は全国の予備力が不足する、又は不足するおそれがある場合（以下「需給ひつ迫」という。）において、当該供給区域の一般電気事業者たる会員が行う供給区域内での需給調整のみでは周波数維持が困難となり、需給状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、前条第1号から第4号の他、次の各号に掲げる事項を指示する。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第8章 需給状況の悪化時の指示等</p> <p>(需給ひつ迫時の指示又は要請)</p> <p>第53条 本機関は、第7章の監視により、特定の供給区域又は全国の予備力が不足する場合（以下「需給ひつ迫」という。）、又は需給ひつ迫のおそれがある場合において、当該供給区域の一般電気事業者たる会員が行う供給区域内での需給調整のみでは周波数維持が困難となり、需給状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、前条第1号から第4号の他、次の各号に掲げる事項を指示する。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（指示の公表）</u></p> <p><u>第58条の2 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項に基づく指示を実施したときは、これを速やかに公表する。</u></p> <p><u>（本機関の指示を受けた会員の託送利用に関する契約）</u></p> <p><u>第59条の2 一般電気事業者たる会員と他の会員（但し、卸電気事業者たる会員を除く。）は、本機関の指示に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</u></p>
<p>第9章 地域間連系線の管理</p> <p>（空容量の公表）</p> <p>第65条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第82条に掲げるシステムの構築が完了するまでの間は、第1項にかかわらず、関連一般電気事業者が空容量を算出し、本機関に通知するものとする。本機関は、通知された空容量の確認を行う。</p> <p>（連系線の計画潮流）</p> <p>第66条 本機関は、次の各号に定める手順により連系線の計画潮流の管理を行う。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第9章 地域間連系線の管理</p> <p>（空容量の公表）</p> <p>第65条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第82条に掲げるシステムの構築が完了するまでの間は、第1項にかかわらず、関連一般電気事業者（第66条に定める。）が空容量を算出し、本機関に通知するものとする。本機関は、通知された空容量の確認を行う。</p> <p>（連系線の計画潮流）</p> <p>第66条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>2 本機関は、発電設備を保有する者及び発電設備を設置しようとする者（以下、本条及び次条において「発電事業者等」という。）が、連系線の利用を希望する場合、別表9-4に定める長期計画に限り、連系線の希望計画の提出又は利用計画の更新を受け付ける。但し、発電事業者等が供給先を確保できているときは、当該供給先が希望計画の提出又は利用計画の更新を行うものとする。</p>

現 行	変 更 案
(登録時刻の扱い) 第67条 本機関は、連系線の希望計画に係る発電設備等の接続検討が事前に完了し、かつ、需 要が確保されていること（受給までの期間が1年を超える、連系線の効率的利用を阻害しないと 見込まれる需要確保の計画を含む。）が確認できなかったとき、また申込み時の提出データに欠 損あるいは内容の不備があったときは、前条第1項第2号の登録時刻を取り消すことができる。 (新設)	(登録時刻及び容量登録の扱い) 第67条 本機関は、次の各号に掲げる場合は、前条第1項第2号の登録時刻を取り消し、第1 項第4号の容量登録を行わない。 二 連系線の希望計画に係る発電設備等の接続検討（低圧配電線連系の発電設備においては、契 約申込み）が事前に完了していることが確認できなかったとき 二 希望計画又は利用計画に対応する需要が確保されていることが確認できなかったとき。但 し、次のア及びイに掲げる場合は除く。 ア 連系線を利用するまでの期間が1年を超える、連系線の効率的利用を阻害しないと見込まれ る需要の確保に関する計画がある場合 イ 供給先が確保できていない発電事業者等（以下「供給先未定発電事業者等」という。）か ら提出された希望計画又は利用計画であって、経済産業省令に準じる発電所の開発等につい ての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」と いう。）又は連系線利用者が提出した供給計画に基づき、その内容に妥当性が認められる 場合 三 申込み時の提出データに欠損あるいは内容の不備があったとき 2 (略) 3 前項にかかわらず、第69条第1項第3号で本機関に提出された翌日計画のうちの増加希望 計画については、本機関が受理した時刻にかかわらず、互いに同一の登録時刻を適用する 4 (略)
(新設) 2 (略) 3 前項にかかわらず、第69条第1項第3号で本機関に提出された翌日計画のうちの増加希望 計画については、本機関が受理した時刻にかかわらず、互いに同一の登録時刻を適用する 4 (略)	2 (略) 3 前項にかかわらず、第69条第1項第3号で本機関に提出された翌日計画のうちの増加希望 計画については、本機関が受理した時刻にかかわらず、互いに同一の登録時刻を適用する。 4 (略)
(新設)	<u>(計画書等の提出)</u> 第67条の2 供給先未定発電事業者等は、希望計画の提出又は利用計画の更新をしようとする 場合には、次の各号に掲げる書類を作成し、本機関に提出しなければならない。 一 経済産業省令に準じた計画書等（但し、本機関が供給先未定発電事業者等から提出を受け た供給計画により希望計画又は利用計画の妥当性が確認できる場合はこの限りでない。） 二 その他本機関が必要とする書類 2 供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内 容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければなら ない。
(新設)	<u>(利用計画の承継)</u> 第67条の3 本機関は、供給先未定発電事業者等が供給先を確保した場合には、次の各号の手 順に基づき、当該供給先未定発電事業者等が有する利用計画の全部又は一部を、当該供給先に 承継することができる。 二 供給先未定発電事業者等の供給先は、利用計画の全部又は一部の承継を希望する場合は、第 66条第1号に準じて希望計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から利用計画を承継 する旨を本機関に通知する。 三 供給先未定発電事業者等は、利用計画の全部又は一部を承継させる場合は、第70条に準じ

現 行	変 更 案
<p>(連系線の計画潮流の更新)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 各関連一般電気事業者は、前項で提出を受けた計画について、連系線の混雑を回避するための作業停止計画の調整（年間計画及び月間計画の更新のときに限る。）<u>や第72条に定める混雑処理などを経て調整し、その調整後の利用計画を、当該計画を提出した連系線利用者に通知する。</u></p> <p>三 連系線利用者は、自らの連系線利用計画に係る更新用の計画（長期計画、年間計画及び月間計画については、前項の調整を反映した計画とする。）を、別表9-4に定める空容量算出用提出期限までに、全ての関連一般電気事業者を経由して本機関に提出しなければならない。</p> <p>四 各関連一般電気事業者は、前項で提出を受けた計画について、別表9-4に定める利用計画更新期限までに、第72条に定める混雑処理などを経て更新し、本機関及び当該利用計画を提出した連系線利用者に通知する。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>て利用計画の変更を行い、併せて前号の供給先へ利用計画を承継する旨を本機関に通知する。</p> <p>三 本機関は、前各号による希望計画の提出及び利用計画の変更を受けた場合において、利用計画の承継が確認できたときは、第66条第1項第2号に準じて当該希望計画の時刻登録を行う。</p> <p>(連系線の計画潮流の更新)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 各関連一般電気事業者は、前号で提出を受けた計画について、連系線の混雑を回避するための作業停止計画の調整（年間計画及び月間計画の更新のときに限る。）<u>を行う。</u></p> <p>三 連系線利用者は、自らの連系線利用計画に係る更新用の計画（長期計画、年間計画及び月間計画については、前号の調整を反映した計画とする。）を、別表9-4に定める空容量算出用提出期限までに、全ての関連一般電気事業者を経由して本機関に提出しなければならない。</p> <p>四 各関連一般電気事業者は、前号で提出を受けた計画について、別表9-4に定める利用計画更新期限までに、第72条に定める混雑処理などを経て更新し、本機関及び当該利用計画を提出した連系線利用者に通知する。</p> <p>2～5 (略)</p>

別表9-5 利用計画の変更及び通告変更の受付期間と変更可能な事由

受付期間 (※1)	連系線利用計画の変更が可能な事由
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 受給日の前日17時以降の通告値運用時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・不可避的な変更 (※2) ・系統運用上必然的な変更 (※3) ・発電トラブルによる変更 ・需給バランス、同時同量等のための変更 但し、需給バランス、同時同量等のための変更に該当する通告変更によって相殺潮流が減少し混雑が発生するときは、当該通告変更を不可とする

(※1) (略)

- (※2) 不可避的な変更
- ・送配電等業務指針に定める一般電気事業者たる会員の給電指令に伴う変更
 - ・第72条に定める混雑処理に伴う変更
 - ・第78条第3項に定めるマージンの一部を利用した供給の取消に伴う変更
 - ・自然災害（雷、風雪、鳥獣接触等）、公衆災害等事業者の責任ではない事象に伴う変更
- (※3) (略)

別表9-5 利用計画の変更及び通告変更の受付期間と変更可能な事由

受付期間 (※1)	連系線利用計画の変更が可能な事由
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 受給日の前日17時以降の通告値運用時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・不可避的な変更 (※2) ・系統運用上必然的な変更 (※3) ・発電トラブルによる変更 ・需給バランス、同時同量等のための変更 但し、需給バランス、同時同量等のための変更に該当する通告変更によって相殺潮流が減少し混雑が発生するときは、当該通告変更を不可とする。

(※1) (略)

- (※2) 不可避的な変更
- ・送配電等業務指針に定める一般電気事業者たる会員の給電指令に伴う変更
 - ・第72条に定める混雑処理に伴う変更
 - ・第78条第4項に定めるマージンの一部を利用した供給の取消に伴う変更
 - ・自然災害（雷、風雪、鳥獣接触等）、公衆災害等事業者の責任ではない事象に伴う変更
- (※3) (略)

現 行	変 更 案
(混雑処理) 第72条 (略) 一 本機関は、送配電等業務指針で定めるところにより、混雑処理の対象とする利用計画に係る連系線利用量の上限値を、混雑が発生しない最大の量とし、それを当該利用計画を有する連系線利用者へ <u>関連一般電気事業者を経由して</u> 通知する。通知を受けた連系線利用者は、通知された上限値以下の利用量に変更した変更希望計画を、第70条により本機関に提出する。 二 本機関は、送配電等業務指針で定めるところにより、混雑処理の対象とする通告値を混雑が発生しない量まで減少してこれを新たな通告値と定め、当該通告値を有する連系線利用者へ <u>関連一般電気事業者を経由して</u> 通知する。 三 (略)	(混雑処理) 第72条 (略) 一 本機関は、送配電等業務指針で定めるところにより、混雑処理の対象とする利用計画に係る連系線利用量の上限値を、混雑が発生しない最大の量とし、それを当該利用計画を有する連系線利用者及び <u>関連一般電気事業者に</u> 通知する。通知を受けた連系線利用者は、通知された上限値以下の利用量に変更した変更希望計画を、第70条により本機関に提出する。 二 本機関は、送配電等業務指針で定めるところにより、混雑処理の対象とする通告値を混雑が発生しない量まで減少してこれを新たな通告値と定め、当該通告値を有する連系線利用者及び <u>関連一般電気事業者に</u> 通知する。 三 (略)
(連系線の利用計画の審査) 第76条 (略) 一～三 (略) (新設)	(連系線の利用計画の審査) 第76条 (略) 一～三 (略) 2 <u>本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の連系線の利用計画の妥当性を審査する。</u> 二 <u>本機関は、供給先未定発電事業者等の連系線の利用計画と当該供給先未定発電事業者等が第67条の2に基づき提出した計画書等の内容及び現実の供給先の確保の状況を確認する。</u> 二 <u>本機関は、計画書等の内容、供給先の確保の状況及び連系線利用計画に齟齬がある場合等、必要と認めるときは、当該利用計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、利用計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該利用者に対して、利用計画の変更経過、契約書等の提出を求めることができる。</u> 三 <u>本機関は、前各号により供給先未定発電事業者等の利用計画が妥当でないと認めるとき、又は供給先未定発電事業者等が有する利用計画の供給先を確保できなかった場合において本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対し、その将来の利用計画を見直すことを求める。</u>
(マージンの利用) 第78条 (略) 一～三 (略) (新設) 2 第66条、第69条及び第70条の規定は、 <u>前項</u> の場合に準用する。この場合において、第66条第1項第1号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「利用希望量を示した計画及び第78条第1項第2号及び第3号に適合することを説明する資料」と読み替えるものとする。また、第66条第1項第3号の送電可否判定は、マージンを利用することを考慮して行うものとする。 3 (略) 一 (略)	(マージンの利用) 第78条 (略) 一～三 (略) 2 <u>前項第3号にかかわらず、本機関は、連系線利用申込者の供給先の供給区域において、当該供給区域に必要な予備力に加えて、連系線利用申込者が利用するマージンの量を超える量の代替供給力がある場合は、マージンの一部を利用するすることを認める。</u> 3 <u>第66条、第69条及び第70条の規定は、<u>前2項</u>の場合に準用する。この場合において、第66条第1項第1号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「利用希望量を示した計画及び第78条第1項第2号及び第3号に適合することを説明する資料」と読み替えるものとする。また、第66条第1項第3号の送電可否判定は、マージンを利用することを考慮して行うものとする。</u> 4 (略) 一 (略)

現 行	変 更 案
(新設) 二 (略) <u>4</u> (略) (需給ひつ迫又は下げ代不足時のマージンの使用) 第79条 本機関は、 <u>供給区域の需給ひつ迫又は下げ代不足に対応するために連系線のマージン使用を必要と認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者がマージンを使用する供給を行うことを認める。</u> 一 一般電気事業者たる会員は、自らの供給区域の需給ひつ迫又は下げ代不足に対応するために連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域（以下、この条において「対象供給区域」という。）の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。 二～五 (略) 2～3 (略) 4 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひつ迫の発生、同経路上の連系線における第64条第6項によるマージン減少、関連一般電気事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第1項第2号によるマージン使用の承認及び同項第4号によるマージンを使用する供給の承認を取り消すことができる。 (緊急時の連系線の使用) 第80条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひつ迫による需要抑制及び負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者が、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを認める。 一 一般電気事業者たる会員は、自らの供給区域の需給ひつ迫に対応するために運用容量拡大（運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。）の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間、影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。 二～四 (略) 2 (略)	二 <u>連系線利用申込者の供給先の供給区域において、第2項に定める代替供給力が不足するに至った場合（第2項によりマージンを利用した供給に係る利用計画を取り消す場合に限る。）</u> 三 (略) <u>5</u> (略) (需給ひつ迫又は下げ代不足時等のマージンの使用) 第79条 本機関は、 <u>需給ひつ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用を必要と認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者がマージンを使用する供給を行うことを認める。</u> 一 一般電気事業者たる会員は、自らの供給区域の <u>需給ひつ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域（以下、この条において「対象供給区域」という。）の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。 二～五 (略) 2～3 (略) 4 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれの発生、同経路上の連系線における第64条第6項によるマージン減少、関連一般電気事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第1項第2号によるマージン使用の承認及び同項第4号によるマージンを使用する供給の承認を取り消すことができる。 (緊急時の連系線の使用) 第80条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれによる需要抑制及び負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者が、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを認める。 一 一般電気事業者たる会員は、自らの供給区域の需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれに対応するために運用容量拡大（運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。）の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間、影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。 二～四 (略) 2 (略)</u>
第10章 作業停止計画の調整 (作業停止計画の調整の実施) 第83条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、 <u>別表10－1に示す種別で、点検や修繕等の作業を実施するための流通設備又は発電設備（以下「電力設備」という。）の停止に関する計画</u>	第10章 作業停止計画の調整 (作業停止計画の調整の実施) 第83条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、 <u>点検や修繕等の作業を実施するための流通設備又は発電設備（以下「電力設備」という。）の停止に関する計画（以下「作業停止計画」</u>

現 行	変 更 案
<p>る計画（以下「作業停止計画」という。）の調整を行い、広域連系系統の作業停止計画の取りまとめを行う。但し、連系線の運用容量に影響を与えない流通設備の停止計画であって、一般電気事業者たる会員による調整により、支障なく発電設備の停止計画との整合性が確保されたもの（以下「調整対象外作業停止計画」という。）についてはこの限りではない。</p> <p>（新設）</p>	<p>という。）について、広域連系系統（第3項に定める。以下、本章において同じ。）に関する作業停止計画の取りまとめを行う。</p> <p>2 本機関は、広域連系系統の作業停止計画の取りまとめを行うため、必要に応じ、別表10－1に示す種別で、電力設備の作業停止計画の調整を行う。但し、連系線の運用容量に影響を与えない流通設備の作業停止計画であって、一般電気事業者たる会員による調整により、支障なく発電設備の作業停止計画との整合性が確保されたもの（以下「調整対象外作業停止計画」という。）についてはこの限りではない。</p> <p>3 本機関が作業停止計画の取りまとめを行う広域連系系統は、次の各号に定める流通設備とする。但し、供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは、第2号及び第3号については最上位電圧の送電線及び母線に限り、第4号の変圧器については対象外とする。</p> <p>二 連系線 三 最上位電圧から2階級の送電線 四 最上位電圧から2階級の母線 五 最上位電圧から2階級を連系する変圧器 六 その他連系線の運用容量に影響を与える流通設備</p>
<p>（作業停止計画の原案の提出、共有）</p> <p>第84条 本機関は、次の各号に定める手順により作業停止計画の原案の提出を受ける。</p> <p>一 会員及び電気供給事業者（一般電気事業者たる会員を除く。）は、点検や修繕等の作業を実施するため広域連系系統又は発電設備を停止しようとするときは、別表10－2で定める期日までに、当該広域連系系統又は発電設備の存する供給区域の一般電気事業者たる会員に、作業停止計画の原案を提出しなければならない。</p> <p>二 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 前項に定めるシステム構築が完了するまでの間は、第2項にかかわらず、本機関は、別表1－1（f）に定める作業停止計画を会員及び電気供給事業者と共有する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（作業停止計画の原案の提出、共有）</p> <p>第84条 本機関は、次の各号に定める手順により作業停止計画の原案の提出を受ける。</p> <p>一 会員及び電気供給事業者（一般電気事業者たる会員を除く。）は、点検、修繕等の作業を実施するため広域連系系統若しくは発電設備を停止しようとするとき又は当該作業により広域連系系統の運用に制約が生じるときは、別表10－2で定める期日までに、当該広域連系系統又は発電設備の存する供給区域の一般電気事業者たる会員に、作業停止計画の原案を提出しなければならない。</p> <p>二 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 本機関は、前項に定めるシステムの構築が完了するまでの間は、第1項及び第2項にかかわらず、次の各号の定めに基づき、作業停止計画の原案を受け、これを共有する（第86条第1項及び第88条第2項において同じ。）。</p> <p>二 本条第1項各号の「発電設備」を「広域連系系統に連系する発電設備その他当該一般電気事業者たる会員の中央給電指令所が作業停止計画を把握している発電設備」と読み替えて、適用する。</p> <p>二 本機関は、別表11－1（f）に定める作業停止計画を会員及び電気供給事業者と共有する。</p>

現 行	変 更 案												
<p>第11章 系統情報の公表</p> <p>(系統情報の公表)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員は、第1項の公表業務に必要な情報を本機関に提供しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表11-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の項目</th><th>公表時期 (更新周期)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)～(h) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(※1)～(※5) (略)</p>	情報の項目	公表時期 (更新周期)	(a)～(h) (略)		(新設)		<p>第11章 系統情報の公表</p> <p>(系統情報の公表)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員は、第1項の公表業務に必要な情報を、<u>遅滞なく</u>本機関に提供しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表11-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の項目</th><th>公表時期 (更新周期)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)～(h) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(i) 各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、 その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)</td><td><u>都度</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(※1)～(※5) (略)</p>	情報の項目	公表時期 (更新周期)	(a)～(h) (略)		(i) 各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、 その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)	<u>都度</u>
情報の項目	公表時期 (更新周期)												
(a)～(h) (略)													
(新設)													
情報の項目	公表時期 (更新周期)												
(a)～(h) (略)													
(i) 各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、 その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)	<u>都度</u>												
<p>第12章 需要家スイッチング支援</p> <p>(新設)</p>	<p>第12章 需要家スイッチング支援</p> <p><u>(システム利用に関する遵守事項の検討)</u></p> <p>第93条の2 本機関は、前条第1項のシステムの運用の開始に向けて、当該システムを利用する業務に関する遵守事項について検討を進め、取りまとめた結果を公表する。</p> <p>2 前項の検討に当たっては、国との調整並びに有識者及び関係する主な会員からの意見聴取を行うものとする。</p>												

現 行	変 更 案
第15章 指導・勧告 (指導・勧告の実施) 第100条 (略) 一～六 (略) (新設) 七 (略) 2 (略)	第15章 指導・勧告 (指導・勧告の実施) 第100条 (略) 一～六 (略) <u>七 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき</u> <u>八 (略)</u> 2 (略)
第16章 年次報告書及び調査・研究 (年次報告書) 第101条 (略) 一 電力需給(供給区域ごとの周波数変動、停電状況、リスク要因分析を含む。)、電力系統及び系統アクセス業務に関する前年度までの実績 二 (略) (新設)	第16章 年次報告書及び調査・研究 (年次報告書) 第101条 (略) 一 電力需給(供給区域ごとの周波数変動、 <u>電圧変動</u> 、停電状況、リスク要因分析を含む。)、電力系統及び系統アクセス業務に関する前年度までの実績 二 (略) <u>(予備力及び調整力の適切な水準等の検討)</u> 第101条の2 <u>本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等をもとに、各供給区域の予備力及び調整力（一般電気事業者の送配電部門が、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力をいう。）の適切な水準等について検討を行う。</u> <u>2 前項において、本機関は電気事業法の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行までに検討の過程と結果を会員に通知するとともに公表する。</u> <u>3 本機関は、本条に規定する予備力と調整力の適切な水準について、毎年度評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</u> <u>4 本機関は、前項における評価と検証及び必要に応じた見直しの内容について、前条で定める報告書においてとりまとめ公表する。</u>
(新設) (新設)	第19章 情報通信技術の活用支援 <u>(電子情報を交換するための標準規格の策定)</u> 第105条の2 <u>本機関は、会員その他の送電系統を利用する者（以下、本章において「系統利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。</u> <u>2 本機関は、前項の標準規格を策定、又は変更するときは、関係する主な系統利用者と協議するとともに、必要に応じ国との調整及び有識者の意見聴取を行う。</u> <u>3 第1項の標準規格を策定、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。</u>

現 行	変 更 案
第19章 雜則	<p>第20章 雜則</p> <p>附則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u></p> <p><u>(特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画における経過期間の扱い)</u></p> <p><u>第2条 特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画の取扱いについては、経済産業省令の定めに拠る。</u></p> <p><u>(平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による本機関に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)</u></p> <p><u>第3条 平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれ、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模以上となる場合には、第44条の3に準じて、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(計画書等の受付開始)</u></p> <p><u>第4条 本機関は、本規程第67条の2に基づく計画書等の受付を、本規程の認可を受けた日の翌日から開始する。</u></p>